

○経済産業省告示第十三号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次の表のように改正する。

令和七年二月十四日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の	二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の

第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 (略)

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに水銀による環境の汚染の防止に関する法律に定める特定水銀使用製品等

1 (略)

2 以下のいずれかに該当するもの

(1) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制

に関する法律（平成四年法律第百八号）

第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 (略)

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに水銀による環境の汚染の防止に関する法律に定める特定水銀使用製品等

1 (略)

2 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関

する法律（平成四年法律第百八号） 第二条

第一項に規定する特定有害廃棄物等（同法

第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等（同法第十四条第一項の認定を受けた者が、同法第十五条第一項の認定を受けた者が同項の認定に係る有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IV Bに掲げる処分作業を行うために使用する特定有害廃棄物等及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第二十四条第二項に規定する特定外国船舶であつて、その輸入につき同項の規定により特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に關

第十四条第一項の認定を受けた者が、同法第十五条第一項の認定を受けた者が同項の認定に係る有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IV Bに掲げる処分作業を行うために使用する目的で輸入しようとする特定有害廃棄物等を除く。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物（同条第四項第二号に掲げる船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物を除く。）

する法律第八条の規定を適用しないこと
とされたものを除く。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和四十五年法律第百三十七号) 第二
条第一項に規定する廃棄物 (同条第四項
第二号に掲げる船舶及び航空機の航行に
伴い生ずる廃棄物並びに本邦に入国する
者が携帯する廃棄物を除く。)

3 ～ 5 (略)

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸

3 ～ 5 (略)

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸

入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1ゝ7 (略)

8 次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合は、
、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第

入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1ゝ7 (略)

8 次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合は
、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第

六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の第三項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(1) けしの実については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類（当該陸揚港を管轄する地方厚生局麻薬取締部、地方厚生支局麻薬取締部又は地方麻薬取締支所が発行したものに限

六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の第三項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(1) けしの実及び大麻の実については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類（当該陸揚港を管轄する地方厚生局麻薬取締部、地方厚生支局麻薬取締部又は地方麻薬取締支所が発行

(2) (10) (略)	る。)
(2) (10) (略)	したものに限る。)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、三の八の(1)の改正規定については、令和七年三月一日から、二の二の表の第2の改正規定については、令和七年六月二十六日から施行する。